

第44号議案

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成28年5月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南新平

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「その日から」を「日から」に改め、「解職」の下に「、死亡」を加え、「、その職を
離れたときはその」を「その職を離れた」に改め、「、死亡したときはその日の属する月の末日まで」を削り、
同条に次の二項を加える。

4 月額報酬を受ける委員が月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあつては、その職に就いた日）
からその月の末日（月の中途においてその職を離れた場合にあつては、その職を離れた日）までの間にわたり、
疾病その他の事由によりその職務を遂行することができないと認められるときは、その月分の報酬は支給しな
い。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

月額報酬の支給方法に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和三十一年条例第十七号) 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第一条 (略) (報酬の支給方法)</p> <p>第三条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によって支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員の職に就いた<u>日から</u>、任期満了、辞職、失職、解職、<u>死亡</u>等により<u>その職を離れた日</u>まで支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>月額報酬を受ける委員が月の初日（月の中途においてその職に就いた場合にあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れた場合にあつては、その職を離れた日）までの間にわたり、疾病その他の事由によりその職務を遂行することができない</u>と認められるときは、その月分の報酬は支給しない。</p>	<p>第一条 (略) (報酬の支給方法)</p> <p>第三条 報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によって支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 月額をもつて定められた報酬は、その者が委員の職に就いた<u>その日から</u>、任期満了、辞職、失職、解職等により、<u>その職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで</u>支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>